

飲酒運転に関する罰則

－道路交通法の改正－

道路交通法では、平成19年9月の法改正において「酒酔い運転」「酒気帯び運転」などの飲酒運転に対する罰則が大幅に引き上げられるとともに飲酒運転をした運転者だけでなく、車両や酒類を提供した者や飲酒運転の車に同乗した者に対しても罰則が適用されています。また、平成21年6月の法改正において飲酒運転に対する違法行為の処分内容等が大幅に引き上げされました。

酒気帯び運転等の禁止（第65条第1項）

酒酔い運転の場合（第117条の2第1号）



5年以下の懲役
又は
100万円以下の罰金

アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態
違反点数35点 免許取消 欠格期間3年

※欠格期間とは…免許取消処分を受けてから運転免許が取得できない期間

酒気帯び運転の場合（第117条の2の2第3号）



3年以下の懲役
又は
50万円以下の罰金

呼気1リットル中アルコール0.25mg以上 違反点数25点 免許取消 欠格期間2年
呼気1リットル中アルコール0.25mg未満 違反点数13点 免許停止 停止90日

酒酔い運転と酒気帯び運転の違い

酒酔い運転とは、酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態）で車両等を運転したものをいいます。

酒気帯び運転とは、酒に酔った状態ではないものの政令で定める一定基準以上のアルコール（呼気1ℓ中0.15mg以上）を身体に保有している状態で運転したものといいます。